

大和市告示第25号

大和市消防操法大会出場補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月14日

大和市長 大 木 哲

大和市消防操法大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市消防操法大会（以下「市操法大会」という。）に出場する消防分団の消防操法の技術向上を図るため、その消防分団に対して出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、消防分団による市操法大会への出場及びこれに伴う操法訓練の実施とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、市操法大会に出場するために必要となる次の経費とする。

- (1) 操法の訓練又は市操法大会で使用する資機材若しくは消耗品に関する費用
- (2) 通信、運搬及び事務に関する費用
- (3) 操法の訓練時又は市操法大会開催当日の賄いに関する費用
- (4) その他市操法大会出場に関し必要となる費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で決定された額とする。

(補助金の申請時期)

第5条 補助金の申請は、市操法大会を開催する年度の4月末日までとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、規則第6条の規定による補助金の額の決定通知の後、規則第9条第2項の規定による請求に基づき、速やかに交付する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。